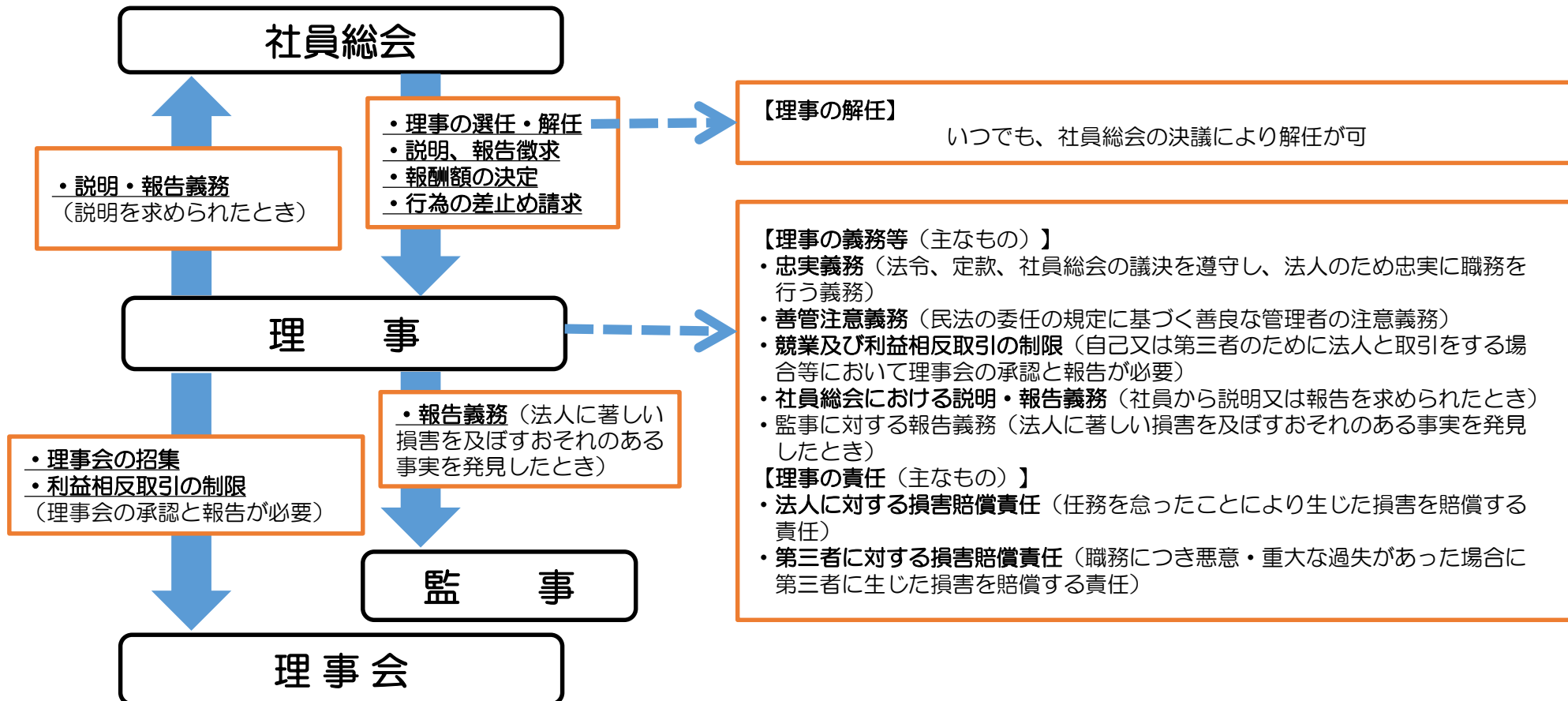


医療法人の理事(社団の場合)

- 医療法人の理事は、理事会の構成員として、医療法人の業務執行の意思決定に参画する。
○また、忠実に職務を行う義務、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときの監事への報告義務などが課せられ、義務違反等の場合には損害賠償責任を負うことがある。
※理事会の決議に参加した理事が、議事内容に異議をとどめない場合は、その決議に賛成したものと推定される。



医療法人の監事（社団の場合）

○監事は、医療法人の業務、財務の状況を監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、社員総会及び理事会に提出する。
このため、監事には各種の権限が付与され、また、義務が課されている。監事が複数いる場合でも、その権限は各監事が独立して行使でき、義務は各監事がそれぞれ負うことになる。

社員総会

- ・議案等の調査、説明
- ・説明・報告義務
(説明を求められたとき)

- ・監事の選任・解任
- ・説明、報告徴求
- ・報酬額の決定

【監事の解任】

いつでも、社員総会の決議により解任が可。ただし、解任には社員総会において出席者の3分の2以上の賛成による決議が必要。

監 事

- ・出席義務
- ・報告義務（法人の不正行為等の事実があるとき）

- ・理事会の招集請求
- ・行為の差し止め請求

【監事の権限（主なもの）】

- ・法人の業務、財産の状況の監査
- ・事業報告書等の監査
- ・善管注意義務（民法の委任の規定に基づく善良な管理者の注意義務）
- ・不正等の報告のための理事会等の招集請求
- ・理事の行為の差し止め請求（理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令・定款違反の行為をし又はそのおそれがあり、当該行為により法人に著しい損害が生ずるおそれがあるとき）
- ・法人と理事との間の訴えにおける法人の代表

【監事の義務（主なもの）】

- ・理事会への出席義務
- ・理事会等への報告義務（法人の業務又は財産に関して不正行為又は法令・定款等に違反する事実があるとき）
- ・社員総会の議案等の調査・報告義務（報告義務については法令・定款違反又は著しく不当な事項がある場合）
- ・社員総会における説明・報告義務（→理事と同じ）

【監事の責任】（→損害賠償責任 理事と同じ）

理 事

理 事 会